オープンカウンター方式による見積り依頼について

１　本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

２　本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

３　件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期間）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
10	産業廃棄物収集運搬処理（混載）	陸上自衛隊大津駐屯地	9.3.19	8.10.13	8.10.28 10時	8.10.28 10時		総品目総額

４　適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

５　仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒520-0002
住所　滋賀県大津市際川１－１－１
契約機関名（担当）　第３９７会計隊大津派遣隊（担当：影山）
電話番号：077-523-0034（内線349）
Ｆ　Ａ　Ｘ：077-525-1324

件名リスト一連番号	10

見　積　書

分任契約担当官　陸上自衛隊大津駐屯地
第３９７会計隊長　　谷口　公太郎　　殿

※契約金額については見積金額に10%に相当する額を加算（円位未満切捨て）した金額とします。

令和　　年　　月　　日

￥　　（消費税を含まない）

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

履行期間：令和９年３月１９日

履行場所：陸上自衛隊大津駐屯地

期　　限：令和８年１０月２８日　10時

契約保証金：免　除

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び電話番号を記入

下記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

内訳（外税）

	品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金額	備　考
1	産業廃棄物収集運搬処理（混載）	仕様書のとおり	ST	1			
2	別途細部内訳を添付（様式随意）						
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。
当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

397会大契

お問合せの際は
077-523-0034(内線349)
担当　影山までお願いします。

市場価格調査書

※契約金額については見積金額に10%に相当する額を加算
（円位未満切捨て）した金額とします。

分任契約担当官　陸上自衛隊大津駐屯地
第３９７会計隊大津派遣隊長　　谷口　公太郎　　殿

令和　　年　　月　　日

¥　　（消費税を含まない）

住　　所

商号又は名称

履行期間：令和９年３月１９日

代表者氏名

履行場所：陸上自衛隊大津駐屯地

担当者氏名

期　　限：令和８年１０月２７日

担当者電話番号

市場価格調査は、その製品等の市場における一般的な価格を算定する為に実施しています。従って、通常は入札（見積）価格より高額になります。

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び電話番号を記入

内訳（外税）

	品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金額	備　考
1	産業廃棄物収集運搬処理（混載）	仕様書のとおり	ST	1			
2	市場価格の細部内訳の添付（様式随意）又は下記の項目への記載をお願いします。						
3	【内訳】						
4	収集運搬費						
5	処分費						
6	管理費						
7	その他諸経費等						
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。
当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
産業廃棄物収集運搬処理 （混載）		作　　成	令和８年１０月８日
		変　　更	
		作成部隊等名	大津駐屯地業務隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊大津駐屯地において実施する産業廃棄物の役務について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　種類

種類は、**表１**による。

表１－種類

種類		性状・具体例等
産業廃棄物	汚泥	工場排水等処理汚泥，各種製造業の製造工程で生じる泥状物，洗車場汚泥，建設汚泥，下水道汚泥，浄水場汚泥等
	廃油	鉱物性油，動植物性油，潤滑油，絶縁油，清浄油，切削油，溶剤，タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液，廃硫酸，廃塩酸，各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液，廃ソーダ液，金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず，合成繊維くず，合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム，天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非金属の破片，研磨くず，切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等），耐火煉瓦くず，廃石膏ボード，セメントくず，モルタルくず，スレートくず，陶磁器くず等
	がれき類	工作物の新築，改築又は除去により生じたコンクリート破片，アスファルト破片その他これらに類する不要物

表１－種類（つづき）

種類			性状・具体例等
産業廃棄物	特定事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去により生じたもの），パルプ製造業，製紙業，紙加工品製造業，新聞業，出版業，製本業，印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ），木材・木製品製造業（家具の製造業を含む），パルプ製造業，輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片，おがくず，バーク類等，貨物の流通のために使用したパレット
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ），衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず，羊毛くず等の天然繊維くず
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類，灯油類，軽油類
	廃酸		ｐＨ２．０以下の酸性廃液
	廃アルカリ		ｐＨ１２．５以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれるか，付着しているか又はそれらの恐れのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油
		ＰＣＢ汚染物	ＰＣＢが染み込んだ汚泥，ＰＣＢが塗布もしくは染み込んだ紙くず，ＰＣＢが染み込んだ木くず，もしくは繊維くず，又はＰＣＢが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず，ＰＣＢが付着した陶磁器くずやがれき類
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物
		廃石綿等	建設物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿，石綿含有保温材，断熱材，耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で，石綿が付着しているおそれのあるもの，大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等

表１－種類（つづき）

		有害産業廃棄物	水銀，カドミウム，鉛，有機燐化合物，六価クロム，砒素，シアン，ＰＣＢ，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，１．２－ジクロロレタン，１．１ジクロロエチレン，シス－１，２－ジクロロエチレン，１．１．１－トリクロロエタン，１．１．２－トリクロロエタン，１．３－ジクロロプロペン，チウラム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，１．４－ジオキサン又はその化合物，ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥，鉱さい，廃油，廃酸，廃アルカリ，燃え殻，ばいじん等

1.4　処分の呼び方

処分の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例　産業廃棄物処分，産業廃棄物，廃油

1.5　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（以下、“法”という。）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は、法に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び適正に処分する責任を負うものとする。

2.2　処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、表１によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.3　処分基準

処分の基準は、次による。

a)　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処分は、法第１２条で定める“産業廃棄物処理基準”による。

b)　特別管理産業廃棄物の処分は、法第１２条の２で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。

2.4　産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第１２条の３で定めるところによる。

3　監督・検査

監督及び検査は、役務完了検査とし、契約の相手方はこの役務終了後、契約担当官等に管理票（Ｅ票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4　その他の指示

4.1　提出書類

契約の相手方は、次に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

a)　契約締結時に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを各２部提出するものとする。

b)　産業廃棄物の各段階の処分終了ごとの管理票を速やかに提出するものとする。

4.2　機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3　仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

(1)　積載終了後は、検査官の検査を受けること。

(2)　作業終了後、マニフェスト（Ａ票、Ｂ票、Ｄ票、Ｅ票）を提出すること。
　注　マニフェストＥ票等の提出期限は令和９年３月１９日とし、提出を持って作業完了とする。

(3)　その他、不明な点は係官と調整すること。

<table>
<tr><td rowspan="5">調達要領指定書</td><td>発　簡　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>調達要求番号</td><td></td></tr>
<tr><td>調達要求年月日</td><td>令和８年１０月　日</td></tr>
<tr><td>作　成　部　隊</td><td>大津駐屯地業務隊　補給科</td></tr>
<tr><td>作 成 年 月 日</td><td>令和８年１０月８日</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td colspan="2">産業廃棄物収集運搬処理（混載）</td></tr>
<tr><td>仕 様 書 番 号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>指　定　事　項</td><td colspan="2">次に示す項目について，仕様書を補足する。

2　役務に関する要求
2.2　処分の対象
産業廃棄物、木くず、繊維くず等
2.3　処分量
別紙「産業廃棄物一覧表」

4　その他の指示
4.3　積載要領
(1)　積載場所等は，自衛隊側が指示する。
(2)　積載態様は混載とする。
(3)　積載は業者側で実施するものとする。
(4)　収集運搬は令和８年１２月１１日までに完了するものとする。
(5)　担当者連絡先　０７７－５２３－００３４　内線３２２</td></tr>
</table>

別　紙

産業廃棄物一覧表

連番	品　名	重量（kg）	備　考
1	折りたたみ机くず	351	約２８立米
2	折りたたみ椅子くず	148	
3	パーテーションくず	50	
4	自転車くず	198	
5	廃プラ	85	
6	ホワイトボードくず	20	
7	家電くず	90	
8	OAチェアくず	171	
9	リヤカーくず	60	
10	パネルくず	40	
11	食器くず	123	
12	便座くず	160	
13	繊維くず	151	
14	扇風機くず	270	
15	木くず	15	
合　計		1,932	